

埋蔵文化財手続きの流れ

1. 事前相談

計画地が埋蔵文化財包蔵地に該当しているかどうか、教育委員会に確認を行って下さい。工事規模によっては事前に協議が必要となる場合もあります。また、既知の遺跡が無い場所であっても土砂の採取などの大規模な地形改変を行う工事の場合は、事前の踏査が必要となる場合があります。いずれも早めの相談をお願い致します。

2. 埋蔵文化財発掘届の提出

発掘届と添付資料(下表)を町教育委員会へデータで提出します。

発掘届様式	指定の様式を町ホームページからデータをダウンロードしてください。
遺跡地図	宮城県遺跡地図情報を使用し、対象地の位置を示したもの。
周辺図	住宅地図等に位置を示したもの。
設計仕様書類	敷地内の配置図、平面図等の図面類。 掘削の面積や深さが必要となるため、断面図や給排水図も添付してください。
現況写真	敷地の現況が分かるよう複数カット撮影してください。画像データはWord等に貼り付けてまとめて構いません。

※データはWordやExcel、PDF等の一般的なソフトで確認可能な形式としてください。

※1つのファイルが10MB以内に収まるよう分割・圧縮をお願いいたします。

町から宮城県文化財課へ進達し、その後宮城県から事業者あてに通知があります。ここで、宮城県文化財課より工事にあたっての対応が示されます。対応は大まかに以下のとおりです。

①慎重工事：遺跡をき損することがないように細心の注意を払って工事を実施して下さい。もし埋蔵文化財が発見された場合には、工事を中断し速やかに教育委員会までご連絡下さい。

②工事立会：実際に掘削を行う際に町の文化財担当者の立会が必要となります。立会時に埋蔵文化財が発見された場合は再度協議が必要となる場合があります。

③確認調査：工事前に確認調査（重機による掘削等を実施します。確認調査の結果によって計画変更の協議が必要となる場合があります。計画変更が不可能な場合は記録保存のため、本格的な調査が必要となります。

④計画変更・中止要望：遺跡への影響が明らかな計画である場合、工事計画の変更や工事中止の要望が出されることがあります。

----- ここまでを工事着手の60日前までに完了して下さい。 -----

3. 着手

2の通知で宮城県から示された対応に従い、町教育委員会と綿密に連絡を取りながら計画を進めて下さい。

照会・問合せ先

〒981-0215 宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下一 19-1 松島町教育委員会 教育課 生涯学習班
電話:022-354-5714 FAX:022-354-3140 E-mail:bunkazai@town.matsushima.miyagi.jp

フローチャート

